

藤沢市教育委員会 8 月定例会会議録

日 時 2013 年（平成 25 年）8 月 22 日（木）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 1 5 号 市議会定例会提出議案（平成 25 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））について
 - (2) 議案第 1 6 号 平成 25 年度（平成 24 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について
 - (3) 議案第 1 7 号 中学校給食実施にあたっての基本方針について
 - (4) 議案第 1 8 号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 今後の「いじめ対策」について
 - (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究事業報告について
 - (3) 平成 24 年度神奈川県体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
 - (4) 刑事告発について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 小 澤 一 成
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育部参事	杉 山 哲 己	総合市民図書館長	山 崎 秀 男
教育部参事	高 石 佳 久 子	教育部参事	神 尾 友 美
学校施設課長	高 橋 幹 弘	生涯学習総務課主幹	斎 藤 隆 久
学務保健課主幹	村 上 孝 行	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
教育総務課主幹	新 田 昌 幸	学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹
教育指導課主幹	小 木 曾 貴 洋	学校給食課主幹	須 田 朗
教育文化センター長	泉 在 道	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
教育総務課課長補佐	佐々木 知枝子	郷土歴史課課長補佐	細 井 守
学校教育企画課課長補佐	石 塚 義 之	学校教育企画課指導主事	川 島 祐 輔
教育指導課指導主事	窪 島 義 浩	教育指導課指導主事	佐々木 貴
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

阪井委員長 ただいまから藤沢市教育委員会8月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4番・小澤委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・小澤委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、このとおり了承することといたします。

議事に入ります前に、議案第15号市議会提出議案(平成25年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、また、その他(4)刑事告発については、個人情報の保護のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第15号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 これより議事に入ります。

議案第16号平成25年度(平成24年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 議案第16号平成25年度(平成24年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について、ご説明いたします。この議案を提案したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるものです。

報告書の内容についてご説明いたします。(別冊報告書参照)

今回の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画進行管理の実施方針、趣旨、実施方法については記載のとおりです。今年度も昨年度と同様に、点検・評価結果と全事業の進行管理を合わせた報告書を作成し、いただいたご意見については、計画の進行や見直しなどに生かしてまいりたいと考えております。

2ページは、今回の評価委員会の委員名簿で、委員長には昨年度副委員長を務めていただいた横浜国立大学教授の新井秀明氏、副委員長には学校・家庭・地域連携推進会議会長会会長の北橋節男氏、委員には湘南工科大学准教授の三浦康之氏、藤沢市PTA連絡協議会副会長の佐藤優子氏の4名により評価委員会を組織いたしました。

開催状況について、第1回目を6月27日に実施し、教育振興基本計画にある99事業についての質疑応答の後、点検・評価の対象となる施策の柱を決定いたしました。質疑応答の際には事業の評価区分にCやDが比較的多い施策の柱に対し、多くのご質問をいただく中で、学校教育分野においては昨今の教育問題を踏まえ、条件整備が必要であるという観点から基本方針3の施策の柱①の「学びを支え質の高い教育環境の整備」が選ばれ、生涯学習分野につきましては、藤沢市の多くの歴史的資産を生かし、郷土愛を育むという観点から、基本方針⑤施策の柱②の「歴史の継承と文化の創造」が選ばれました。

第2回目は7月16日に実施し、点検・評価の対象となった事業について担当課より事業説明を行い、質疑応答を行っております。

第3回目は8月6日に実施し、対象事業及び進行管理についての講評と教育委員会へのアドバイスをいただいております。

それでは、「第1部 教育委員会点検・評価」についてご説明いたします。5ページは、評価委員会によって抽出された事業の一覧です。6ページから19ページは、抽出されたそれぞれの事業についての資料です。20ページから24ページは、評価委員会からいただいたご意見を事業ごとに一覧にまとめたものです。各事業の上段に評価委員会からのご意見、下段にはいただいたご意見に対する担当課からの方向性を示しております。20ページからの基本方針③施策の柱①「学びを支え質の高い教育環境の整備」にある5つの事業のうち4つの事業については、施策の柱に対して効果や成果が上がっていることから、事業の継続を望む評価をいただいております。

残りの1つの事業の「教育情報機器整備事業」については、教える側のリテラシー向上の必要性や機器の進歩の速さなどを考えると、性急に進め

るのではなく、じっくり検討して行ってほしいというご意見をいただきました。また、ニーズを把握することの必要性や事業の評価の方法について検討してほしいというご意見もいただいております。

22 ページは、基本方針⑤施策の柱②「歴史の継承と文化の創造」にある8つの事業について記載しております。施策の柱に対するそれぞれの事業については概ねよい評価をいただいているところです。また、それぞれの事業の推進において課題はありますが、民間の力の活用やデジタル技術の活用など柔軟な発想で検討して行ってほしいというご意見もいただいております。

25 ページからは「第2部 藤沢市教育振興基本計画進行管理」で、26 ページから 70 ページまでは藤沢市教育振興基本計画の 99 事業を担当課が自己評価して一覧にまとめたものです。表の一番右の項目に「評価区分」、「理由と課題」、「今後の方向」とあります。評価のランク A は、平成 27 年度目標を達成した事業、B は平成 24 年度目標を達成した事業、C は平成 24 年度目標は未達成ですが現状維持の事業、D は平成 24 年度目標未達成のため見直しを行う事業、E は廃止又は廃止の方向で検討している事業です。

71 ページは、進行管理についての質疑応答についてです。全体的な評価委員会からのご意見としては、「見直しを進めている事業や終了した事業もあり、教育振興基本計画の策定時から状況が変化をしている。意見を申し上げた事業に関しては今後、事業を進めていく上で参考にしてほしい。」というものでした。

72 ページから 74 ページは、今回の4名の評価委員から藤沢市教育委員会への総括的なご意見を記載しております。新井委員長からは「保護者や市民の方々からの意見や要望に対して、双方向のコミュニケーションとして、学校情報の提供をし、疑問や意見に答えて行ってほしい。」また、「市民のニーズや現場の要望で数値化が可能なものについては、ニーズ調査などをし、いろいろなことを勘案する中で計画を実現して行ってほしい。」といったご意見がございました。

北橋副委員長からは「子どもたちが部屋から外に出たり、学校から外に出たりしてさまざまな体験ができるような柔軟な取り組みもしていただきたい、その中にいじめの問題などを解決するチャンスもあるのではないかと思う。」といったようなご意見をいただいております。

三浦委員からは「勉強に限らず能力を伸ばすことをしていただきたい。」また、文化事業に関しては「ニーズに基づいて何かをするということではなくて、こちらからニーズをつくるつもりで進めていかなくはないけな

い。」というようなご意見をいただいております。

佐藤委員からは「どんな保護者の方々にも特別支援学級や通級指導教室のことを知ってもらい、みんなが自然に関わり合えるような取り組みも大切だと思う。」というようなご意見をいただいております。

75 ページからは「第3部 教育委員会の活動状況」についてを記載しております。

81 ページから 84 ページは、参考資料として、藤沢市教育振興基本計画体系図と、99 の事業と、評価委員会の設置要綱を添付しております。なおこの点検・評価の報告書は、市議会 9 月定例会の決算資料として議会に提出していくこととなります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 16 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員

点検・評価委員は非常にいい評価をしていると思います。これを各課は真摯に受けとめ事業を行ってほしいと思います。藤沢市教育振興基本計画は、藤沢市民に約束事として発表したものだと思います。この事業を一つひとつしっかり積み重ねていくことによって、市民の方々に約束を果たし、藤沢のまちづくり、人づくりをしていくことであると思いますので、3 年ごとの中長期の計画もありますが、1 年ごとに各課でいろいろな課題がありましたら、次につなげられるようなことをやっていただきたいと思います。

阪井委員長

夏の暑いときに委員の方々には真摯にたくさんのご意見をいただいたと思います。その中において藤沢市にある文化的な遺産を系統立てて整理し、展示していき、それを子どもたちの教育に生かしていくこと、進化していく情報機器を教育の中に取り入れていくことについてのご意見を多々いただいたように思います。これらのご意見を生かし、教育委員会として子どもたちの教育、そして生涯教育を進めていっていただきたいと思います。また、今回も D のついているものを特に点検・評価していただきましたけれども、これについてはしっかりと方向性を決め、期間内に計画を遂行していただきたいと思います。

小澤委員

点検・評価を傍聴していて、99 という大変多い事業ですし、3 回の評価委員会ですので、評価委員には事前に事業の説明をすれば、もう少し充実した委員会が開けるとと思いますので、来年は検討していただきたいと思います。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 16 号平成 25 年度（平成 24 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 次に、議案第 17 号中学校給食実施にあたっての基本方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事 この議案を提出しましたのは、藤沢市立中学校において給食を実施するにあたって基本方針を定める必要によるものです。本年 1 月、藤沢市中学校給食検討委員会から検討結果報告をいただきましたが、実施方法について 1 つの方向に絞り切れなかったため、教育委員会事務局内でさらに検討を行ってまいりました。その結果、中学校給食の実施について具体的な方向性を「中学校給食実施にあたっての基本方針」としてまとめましたので、今回お諮りするものです。

それでは、「中学校給食実施にあたっての基本方針」をご説明いたします。(資料参照)

「はじめに」に記載してありますように、現在の中学生の食を取り巻く問題が深刻化しており、給食を通じた食育の推進が重要となっております。また、生活習慣やライフスタイルの多様化により、アンケート結果におきましても、家庭で弁当をつくることに負担を感じている保護者も多くみられました。このようなことから教育委員会といたしましては、中学校における給食実施が必要であると考え、その具体化に向けてより詳細に内容の検討を行い、ここに「中学校給食実施にあたっての基本方針」を策定したものです。

1. 実施目的

中学校給食を実施する目的として、栄養バランスの取れた食事の提供、望ましい食習慣の育成、明るい社交性と共同の精神の醸成、給食を通しての食育の推進、家庭に対する配慮の 5 つを掲げております。

2. 実施方法

家庭からの弁当持参が長年、中学校生活の基本として広く定着していることから、弁当を通して子どもとの関わりを持ち続けたいと希望する保護者に配慮する必要があります。

次に、給食実施に際しての課題として、近年、食物アレルギーを持つ生徒が増加し、家庭からの弁当持参に配慮する必要があること、また、新学習指導要領の全面実施により授業時間が増加し、日課表において配膳時間の確保が非常に難しい現状であること、さらに本市の喫緊の課題である新

庁舎建設をはじめ公共施設の老朽化対策、社会保障関係費の増加、災害に対する備えなど、財政面も考慮する必要があること、このような課題を踏まえて、できるだけ早期に中学校給食を実施する最適な方法として、市の栄養士が作成した献立に従って、民間施設で業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式の給食と、家庭からの弁当持参の選択制といたしました。

具体的な実施方法として、(1) 献立作成は、市の栄養士が学校給食実施基準に基づき、文部科学省の定める米飯またはパンの主食とおかずの副菜と牛乳で構成する完全給食を基本といたします。(2) 食材の発注は、添加物や農薬、放射能などに配慮して市の栄養士が指定します。(3) 調理は、万全な衛生対策を講じた民間事業者の調理場で調理し、主食・副食の容器に入れて各学校に配送します。(4) 衛生管理は、安全安心な給食を提供するため、文部科学省の定める学校給食衛生管理基準などに基づき、市の栄養士が衛生管理指導を行います。(5) 配膳室の整備は、安全性や衛生面を考慮し給食の搬入保管のため、学校の状況に応じて配膳室を整備し、配膳準備等を行う配膳員の配置を基本とします。(6) 給食実施回数は、年間180回を標準として各学校の実情に応じて定めるものとします。(7) 給食費は、学校給食法に基づき食材費のみを利用者負担として徴収し、その額は給食実施までに決定するものとします。(8) その他として、選択制の給食であるため、利用者の利便性を考慮した予約システムを導入するものとします。

3. 実施スケジュール

平成26年度に一部の中学校での試行を行うため、今後、予算化に向けて、より具体的に検討してまいります。また、試行実施後には日課表への影響など実施状況の検証を行った上で、全校での実施に向けて検討してまいります。

以上が「中学校給食実施にあたっての基本方針」の内容です。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。議案第17号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員

デリバリー方式の給食を試行後に目指すということですが、9月20日、金曜日にデリバリー方式を実施している相模原市の状況を見てくる予定ですけども、その相模原市も導入当初時よりも喫食率が少しずつ下がっているようですし、そういった傾向は全国的にも見られると聞いております。喫食率が50%を切るような状況であれば、試行の段階で勇気ある撤退も選択肢の1つに残していただければと思います。

小澤委員 今考えている実施スケジュールを教えてください。

神尾教育部参事 9月定例会市議会の子ども文教常任委員会に基本方針を報告いたします。その後、各学校でデリバリー方式を実施する場合、民間業者がお弁当を保温箱に入れて持ってきますので、それを一時的に保管する配膳室が必要になります。その配膳室の設置場所を、各中学校に出向いて確認をしていくこととなります。その中で、実施できそうなところを2校程度、試行校を決定していきます。それに伴ってプロポーザルで、この学校で試行したいということで、業者に手を挙げていただくというような形になろうかと思えます。そして、業者が決まったら来年度に保護者、生徒、教職員に対して試食会も踏まえ、中学校は2学期制ですので、来年度の11月ぐらいから試行していきたいと考えております。

小澤委員 配膳室が使用可能な学校を探して、それから来年度に実施するという理解でよろしいでしょうか。

神尾教育部参事 はい。

阪井委員長 学校給食の目的として、食習慣を養う、学校給食を生きた教材として使う、学校において食育を推進していくという3点と、それから女性の社会進出でお弁当をつくるのが困難であるということが、藤沢市が中学校給食を導入するという方針を出しているところだと思いますが、藤沢市の給食のどこがこの4点に該当するのか、教えてください。

神尾教育部参事 1点目の食習慣を養うですが、今の中学生を見ると、朝食を欠食する、コンビニで弁当を買うといったことなど、栄養のバランスの取れた食生活ができていないということが挙げられると思います。今回は小学校給食と同じように、民間の業者がつくるのですが、その献立は市の栄養士が栄養のバランスを計算してつくるということから、食習慣を養う部分になろうかと思えます。2点目の生きた教材といった部分では、こちらも小学校の給食と同じように地産地消という中で、藤沢市で採れる野菜や水産物が身近な食材として口に入るというようなところから、生きた食材が見られると思っております。3点目の食育の部分については、現在、小学校には栄養教諭がおりまして、各学校で食育指導をしているところですが、中学校は給食を実施していない関係で栄養士は置いておりません。中学校の食育としては、小学校の栄養士が中学校をブロックに分けておりまして、その中で「給食だより」といった冊子をつかって配付をしているというところで食育指導を行っております。

それから女性の社会進出では、中学校の検討委員会がアンケートを行ったときに、保護者の方からお弁当をつくるのが大変だというアンケートも出ておりますことから、保護者の負担軽減を図るためにも給食を導入して

いくことも、1つの社会進出の一助になるのかなと考えております。

吉田委員

補足をいたしますと、食育、生きた食材の活用という点では献立表は非常に役に立つもので、献立表の成分からバランスがどういうふうになっているか、実際にどういうところから運ばれてくる食材なのかを学ぶことができるということもあると思います。それから小学校との連携も含めて小学校の栄養教諭がグループの中を一緒に回るといようなことも行っている状況ですので、そういったネットワークを利用して食育の方にも深みが出てくるのではないかと考えています。

それから女性の社会進出だけではなくて、さまざまな点で家庭の事情があると思いますので、そういった家庭に配慮して少しでも食事をつくるのが軽減できたという思いもあるというふうにご理解いただければと思います。

阪井委員長

今まで実施していなかった中学校の給食を推進していくときに、藤沢市の小学校の給食は各学校に栄養士がいて、食の教育も非常によくされていると思います。それと同じような中学校給食であってほしいと思いますが、先ほどの説明の中に予算的な問題や日課の問題があったりということで、小学校と同じような形で給食ができない、デリバリー方式を取らざるを得ないところを勘案すると、他市のように、喫食率がどんどん下がってしまうということにならないよう、藤沢市は喫食率が下がらないデリバリー方式であるということ念頭に置いて推進して行ってほしいと思います。先ほど勇気ある撤退も必要ではないかというご意見もありましたが、推進していくからには推し進めていけるような、これをやってよかったと言えるようなことを念頭に置いて推進して行ってほしいと思います。栄養士が献立を作成するということから、「給食だより」と一緒に家庭にお届けすることが食育になったり、地産地消の農作物についての理解を深めることにもなるかと思えます。ただ、お弁当屋さんのようなイメージの給食ではなく、藤沢市の中学校の給食はデリバリー方式でも素晴らしいものであると誇れるようなものを推進して行ってほしいと思います。

井上委員

報告書はとてもよく検討されていると思いますけれども、「はじめに」と「実施目的」の(4)の食育の推進のところ、地域の優れた伝統的な食文化についてありますが、そういったものを実施方法の中に取り入れた形で、実施目的に沿った実施方法を進めていただければと感じております。そのところを十分検討の上、食育に関連する教育が大きな柱になっているところを、ぜひ進めていただきたいと思えます。

小澤委員

この実施目的が達成されるように、予算の関係もありますが、将来はデリバリー方式ではなくて、全面給食を実施するような気概を持ってやって

いってほしいと思います。そして喫食率はなかなか読めないと思います。それから配膳室については、今、教室が足りない中で探していかなければいけないといった課題がたくさんあると思いますが、なるべく早めに課題を解決して、実施に向けてやっていただきたいと思います。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 17 号中学校給食実施にあたっての基本方針については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長

次に、議案第 18 号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程します。事務局の説明を求めます。

永井生涯学習部長

議案第 18 号藤沢市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案は、現在、任命しております藤沢市図書館協議会委員のうち 1 名に欠員が生じたため、図書館法及び藤沢市図書館に関する条例の規定に基づき補欠委員の残任期間に係る任命についてお願いするものです。

藤沢市図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置されておりまして、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関となっております。藤沢市図書館に関する条例第 5 条の規定により、委員の定数は 7 名、委員の任期は 2 年となっております。今回、任命する委員候補者につきましては、公民館運営審議会から推薦された委員で、任期は 2013 年（平成 25 年）8 月 23 日から 2014 年（平成 26 年）8 月 31 日までとなっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 18 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員

この委員候補者について少し説明してください。

山崎総合市民図書館長

今回、提案している委員は公民館運営審議会からの推薦ですが、公民館運営審議会委員になられる際にも日ごろからお住まいの地域で公民館活動に深く関わられている方です。図書館協議会委員の構成の中で社会教育関係の方からということで、今回、公民館運営審議会からご推薦をいただいております。

阪井委員長

この図書館協議会というのは、どのようなことを決定する機関ですか。

山崎総合市民図書館長

図書館法で図書館協議会の設置が規定されておりまして、館長の諮問に応じて意見を述べる機関となります。最近の協議内容の事例ですと、ここ何年か図書館の大きな課題である NPO 法人による図書館の運営

に関してや、各年の図書館そのものの運営方針についてさまざまなご意見をいただいたり、年度途中においては教育委員会関係、議会関係の報告をする中でさまざまなご意見をいただいております。

阪井委員長 協議会委員の男女の構成比率と年齢比率を教えてください。

山崎総合市民図書館長 図書館協議会委員は7名のうち男性3名、女性4名です。また、年齢は今回の委員を含めて平均年齢は57.4歳ですが、7名のうち20代、40代、50代、さらには60代の方もいらっしゃるという構成になっております。

阪井委員長 男女比、年齢的にもバランスの取れた協議会になっていると思います。

阪井委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第18号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 その他に入ります。

(1) 今後の「いじめ対策」について、事務局の説明を求めます。

高石教育部参事 今後の「いじめ対策」についてご説明いたします。(議案書参照)

1. 経過及び基本的な考え方について、全国的に見て、学校におけるいじめは依然として深刻な状況が続いております。そのような中、去る6月28日に、国会において「いじめ防止対策推進法」が公布されました。本市教育委員会は、これまでも「いじめはしない、させない、許さない」という考えのもと、全校へのスクールカウンセラーの配置や教職員向け「児童生徒指導の手引き」の発行、小学校新入学児童・保護者向けリーフレット配付など、さまざまないじめ防止対策を講じてまいりました。

さらに今年度、教育指導課内にいじめ防止対策担当を設け、新たな具体策の検討をするに当たって、学校並びに教育委員会はいじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応を行う必要があることと、いじめの問題と正面から向き合い、問題の解決に向け判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図ることという基本スタンスを改めて確認いたしました。

今後も基本スタンスを踏まえ、公布された法の理念を具現化するため、藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定を含め、藤沢市としていじめ防止に関する総合的な施策を一層推進してまいります。

2. 教育委員会が早急に取り組む具体策の(1)新たにに取り組む施策は5点であります。ア いじめ相談ホットラインの設置では、8月20日、

教育指導課内に、いじめ相談電話対応を目的とした独立専用ダイヤルを設置しました。開設は原則として年末年始・祝日を除いた月曜日から金曜日の9時から17時の間で、主として学校問題解決支援員が対応します。いつでも誰でも悩みを相談できる電話相談窓口の設置により、いじめに関する相談体制の充実を図ってまいります。また、時間外については、24時間相談できる神奈川県立総合教育センターの「いじめ110番」を案内しております。

イ いじめ相談メールの設置では、8月20日、藤沢市ホームページの教育指導課のページに「いじめ相談」についてのページを作成しました。そのページ内にある問い合わせ欄に、相談内容を入力し、送信していただくことでいじめ相談の受付をします。また、メールの受付は24時間行っております。加えて、既存の藤沢市ホームページの「インターネット意見・提案箱」に相談を入力していただいても受け付けることとし、電話相談を含め、いじめについて、子どもたちの声を聞くための窓口を増やすことといたしました。

ウ いじめ相談機関の紹介及び周知では、いじめ相談ホットラインやいじめ相談メールの設置については、既に広報ふじさわ（8月25日号）に掲載し、広く周知を図っております。加えて児童生徒、保護者に対しては学校ホームページや学校だよりを通して周知をお願いしているところです。また、児童生徒がいつでも持ち歩ける名刺大の「いじめ相談機関紹介カード」を作成し、今後、配付してまいります。

エ いじめ防止リーフレットの作成では、昨年行った学校生活についてのアンケートの結果、いじめにつながる行為の増加傾向が見られる小学校4年生と中学校1年生及びその保護者向けのいじめ防止リーフレットを作成し、9月に配付してまいります。

（2）いじめ防止対策推進法の施行に伴う取り組みでは、ア 藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定は、国や県がいじめ防止対策基本方針を打ち出した後、それを受けて藤沢市いじめ防止対策基本方針を策定いたします。

イ いじめ問題対策連絡協議会（案）の設置ですが、この協議会は関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局及び警察等の関係者により構成される組織です。協議会の設置については、条例制定の必要があるため、平成26年2月議会への上程に向けて検討を進めてまいります。

ウ 重大事案への対処ですが、児童生徒の命に関わるような重大な事態が発生した場合、市長部局において再調査とその結果を踏まえた措置を講じるため、今後、市長部局と連携し、設置に向けた検討を進めてまいります。

す。

(3) 今後の取り組みについては9点ございます。ア 学校への道徳教育等の資料の提供です。児童生徒に対し、人権感覚や規範意識の向上を図り、いじめに対する認識を高めるために、教育指導課でいじめに関する指導用図書を購入し、指導案とともに各学校へ配付し、活用を図ってまいります。

イ スクールカウンセラー配置の改善です。各学校でスクールカウンセラーが早急にいじめに対応し、きめ細やかな相談と早期解決を図るために、勤務日数の増加など、次年度以降の実施に向け検討してまいります。

ウ いじめ対策マニュアルの整備です。本市教育委員会では、全教職員に向け「児童生徒指導の手引き」を作成、配付してまいりました。この中のいじめに関するマニュアル等を見直し、学校で討議資料として活用することを目的として、「児童生徒指導の手引き改訂版」を発行し、全教職員に配付してまいります。

エ いじめ防止リーフレットの改訂です。現在も小学校新入学児童の保護者向けに配付しているリーフレットの内容を見直し、いじめの兆候や相談窓口の紹介など、必要な情報を重点化して、保護者にわかりやすく伝わるよう改訂を行うとともに、2014年4月に配布してまいります。

オ 児童生徒向けアンケートの実施です。昨年度1回行った学校生活のアンケートを子どもたちの生の声を聞く機会を増やすために、今年度は2回実施いたします。2013年9月と2014年1月頃に実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

カ いじめ防止講演会の開催については、藤沢市いじめ防止プログラム推進員を講師として、藤沢市立学校の教職員と保護者を対象にした講演会を10月に行い、いじめ防止に対する啓発を図ってまいります。

キ 中学生いじめ防止対策報告会(仮称)の開催について、昨年度までいじめ防止プログラムを実施している学校のスクールバディーを対象に、スクールバディーサミットとして行われていたものを、全中学校生徒会を対象に、12月に拡大開催する予定です。それぞれの学校の実践を共有し、生徒によるいじめ防止を推進してまいります。

ク いじめ防止対策担当者会の設置について、今年度は11月ごろ、いじめ防止対策推進法の説明を目的として、来年度以降は、研修や情報交換の場として全校対象に行なってまいります。

ケ いじめ防止プログラムの提供について、これまで教育委員会が行ってきた「いじめ防止プログラム」を今後も希望する学校に対して提供するとともに、各学校の実状に沿ったプログラムの見直しについても検討を進

めてまいります。参考として現在、教育委員会が実施している主ないじめ防止対策を記載しております。

3 今後、学校がいじめ防止対策として早急に取り組む具体策ですが、学校ではこれまでも道徳や特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて読み物指導や視聴覚資料を用いながら、学年や学級といった自分とは異なる人々の中で人間関係を築いていく、仲間づくりや人権教育等を行い、いじめの未然防止を行うとともに、早期発見、早期対応にあたってまいりました。今後は対応をさらに進めるため、次の5点について取り組んでまいります。

(1) 学校いじめ防止対策基本方針の策定です。藤沢市いじめ防止対策基本方針に基づき、各学校においても「学校いじめ防止対策基本方針」を制定し、いじめ防止に取り組んでまいります。(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置についてです。いじめ防止対策担当者を中心に管理職や児童生徒指導担当者等の教職員に加え、必要に応じ、心理、福祉の専門家を招聘し、いじめ問題に素早く対応する組織を設置いたします。(3) 道徳教育等の充実についてです。教育委員会が提供する資料等を活用し、いじめ防止のために道徳をはじめとし、教科や特別活動の中で、子どもたちの心の豊かさを培い、自分を大切にするとともに、他の人を大切にするという人権意識や、自分の行動を律する規範意識を育てる教育を行ってまいります。(4) アンケート結果の活用です。「学校生活のアンケート」を実施し、結果を集約する中でいじめを早期発見し、対応するとともに、今後の学校・学級における指導につなげることを目的として、アンケートを活用してまいります。アンケート結果を教職員が共有し、結果を検証することで、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、いじめ問題に対して組織として対応を図ってまいります。(5) インターネットを通じた、いじめ対策を含む情報モラル教育の推進です。スマートフォンの急激な普及に伴って児童生徒がさまざまなアプリケーションソフトの使用ができるようになったことにより、いじめは複雑化、深刻化しております。外部講師を招いての携帯電話・スマートフォンを含めたインターネットの被害情報や資料提供を含む情報教育、また、一人ひとりが情報モラルを身につけていく教育を推進してまいります。参考として、学校が現在実施している主ないじめ防止対策を記載しております。以上で、今後の「いじめ対策」についての説明を終わります。

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員

いじめはいけない、卑怯なことだということを児童生徒に教え、諭すこ

とを、いま以上に学校でも家庭でも地域でも行っていきたいところですが、医療機関ではDVとか児童虐待の患者を診た場合は関係機関にすぐ報告するというをしているわけです。その中でいじめ防止対策推進法案が成立してから、藤沢市医師会内でもいじめ防止にどういった協力ができるかという声も上がっているところです。その中で14ページの「いじめ問題対策連絡協議会の設置」の予定があるようですが、構成メンバー、人員など具体的に決まっていることがあれば教えてください。

高石教育部参事　いじめ問題対策連絡協議会については、学校関係者、児童相談所、事務局、警察その他の関係者ということで医療関係、法曹関係の医師、弁護士を視野に入れております。

井上委員　この問題については4月に教育長から各学校長とあわせて児童、保護者にもこういう問題が起こらないようにということを周知したところですが、その中にホットライン等がないことに若干心配していたので、意見を申し上げたところ、早速にいじめ相談ホットラインの設置になったことについては、早期に対応していただいたということで安心しました。こういったものを十分に活用して、ちょっとしたことの情報を得ておくことが重大な事態を防ぐことになろうかと思っておりますので、この具体的な進め方について、いろいろな問題点もあるかもしれませんが、十分に生かされる対応をとっていただいて、重大な事態に発展しないような対応をお願いしたいと思います。

阪井委員長　6月28日から今日まで日が浅い中、いじめ問題の対策が組まれたことに対して敬意を表したいと思います。いじめが根絶することはないでしょうけれども、減少していくために推進していただくことを希望します。それから少し気になったことは、いじめ防止教育を道德の時間を使ってやっていくということですが、本来、道德の時間というのは指導していくような教科ではないと思います。子どもが自尊心を高め、将来の自分のキャリアを描いたり、自分の特性を伸ばしていくということが道德教育の目的ではないかと思っておりますので、子どもたちが道德の時間になって、今日もまた先生から指導されたり、注意されてしまう時間だと思ってしまうことのないよう配慮して、いじめ対策に取り組んでいただきたいと思っております。

小澤委員　私たち教育委員も反省すべきところなのかと思うのですが、今までいじめ防止対策をやってきて、それでもいじめがなくなる。これからまた新たにいじめ防止対策を見直して、再度進めていくということですが、教育委員会の思いが弱くて、いじめがなくなっていく、皆さんに周知徹底していかないといったところが強かったなと私自身反省してい

るところです。ぜひ、これを機会に藤沢市からいじめをなくすといった気概を持って、皆さんと取り組んでいきたいと思えます。例えばリーフレットを配る際に、小学校4年生と中学校1年生が一番いじめの対象が多いとなっていますけれども、やはり全生徒に向けてどの学年でもいじめを撲滅するんだということを検討していただきたいと思います。

もう1つは、インターネットについて今問題視されていて、学校の先生も親も管理ができないところでいじめが起こることで、これはどういうふうにしていけばいいのか、答えは出ないですけれども、早急に対策を練っていかなければいけないことと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

吉田委員

私も4月に赴任して早々に湯河原で子どもが自ら命を絶つという事案に遭遇しまして、絶対に子どもたちの命を守りたいという思いがふつふつとありました。なかなか形になりにくい方法ではあるのですが、まずはメッセージを発信し、大人の皆さんにも考えていただきたいし、子どもたちにも考えてもらいたいです。いじめは、大きなできごとだけではなく、小さなひやかしとか、からかいとか、日常の生活の中で行われているものが深く子どもの心を傷つけていくということもわかってもらいたいです。今回、いろいろな方策を出しましたが、本当に子どもに語りかけられる場所、チャンスといったものを重点に置いて考えてみたところですので、ぜひそれぞれの立場、立場でいじめについて考えていただいて、大人として何ができるのだろうか、子どもたちは子どもたち同士で何ができるのだろうか、日常生活の中からもいろいろなものを考えていただくような方策をどんどん進めていけたらいいと思えます。

阪井委員長

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

阪井委員長

(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)調査研究事業報告について、事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)調査研究事業報告について、ご説明いたします。(議案書参照)

本事業は文部科学省の平成23年度・平成24年度「コミュニティ・スクールの推進への取組」に係る委託事業でありまして、今回、その調査研究の結果につきましてご報告するものです。1 事業名、2 事業の趣旨については記載のとおりです。3 本市における研究の目的につきましては、地域に開かれた学校づくりを進めるに当たってのコミュニティ・スクールの研究として取り組んでおります。4 研究指定校は、湘南台中学校と片

瀬中学校の2校です。5 研究期間は、平成23年度及び平成24年度の2年間です。6 研究委託の経過については、平成23年4月に文部科学省の募集があり、その募集に対し先の2校で申請することを決定し、平成23年6月に市議会定例会において補正予算が承認され、研究を開始しております。その後、平成24年3月に中間報告書の提出を受け、平成25年3月には研究の終了に伴いまして、このたび最終報告書の提出を受けたものです。

7 研究内容・成果・課題について、湘南台中学校と片瀬中学校の2校について、それぞれの項目を対比できるように表にまとめております。研究内容・方法については、両校ともに研究推進委員会を設置し、学校支援コーディネーターを配置することで研究を進めました。両校の推進委員会の構成等につきましては、脚注に触れておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それぞれの学校の成果についてですが、湘南台中学校におきましては、学校支援コーディネーターの配置による人のつながりや、地域と学校の相互理解の深まりなどが挙げられております。片瀬中学校につきましては、学習支援や学校行事支援を通じた、地域教育力の効果的な活用や、情報教育講座や学校図書館開放による、地域への学校教育力の還元などが挙げられております。また、今後の取り組みについて、湘南台中学校におきましては、継続できる学校と地域・家庭の良好な関係づくりに向けた取り組みの必要性や、学校職員の地域やPTAに対する理解の必要性などがうたわれております。片瀬中学校におきましては、片瀬中らしさを生かした地域教育力の活用や、保護者や地域の意見・ニーズを、学校運営に反映することの必要性がうたわれております。

8 研究の成果から見えてきた本市の「地域に開かれた（地域に愛される）学校づくり」のイメージです。ここでは、学校における校長と学校関係者の役割や関係、学校と教育委員会との関係、さらに、保護者や地域と学校との関係や支援体制などを示しております。上段は、今回の2校の研究の成果から見えてきた、本市の「地域に開かれた（地域に愛される）学校づくり」のイメージです。下段は今回の研究委託のもとであります、文部科学省が推進するコミュニティ・スクールのイメージを記載したものです。この2つのイメージには校長の役割、学校と保護者や地域との関係や支援体制といった点について多くの共通要素がございますが、違いとしては学校運営協議会については、教育委員会に対して学校運営や人事に関する意見を述べる権限があること、さらに校長に対して学校運営の基本方針を承認できることなど、学校運営協議会が明確な位置づけとなっている点

が挙げられます。

このように整理する中で見えてきましたのは、いずれにおきましても、学校運営の基本方針を策定する校長が、学校関係者並びに保護者や地域に対して説明し、意見を聞く機会があるということです。特に本市におきましては、PTAや学校・家庭・地域連携推進会議、さらには学校支援コーディネーターなどの既存組織の多くの方たちが学校の支援に携わっております。さらに今回の研究におきましては、青少年育成協力会や市民センター・公民館などとの連携にも取り組むことができいております。形こそ違っておりますが、人事に係る権限を除けば連携・協働に向けた取り組みが機能していると言えます。

最後に9 今後の方向性について、(1) 総合的な成果では、今回の研究においては、学校からの情報発信を積極的に行うとともに、地域の声をしっかり聞くなど、人のつながりが大切であるということが確認できました。また、推進委員会や学校・家庭・地域連携推進会議などを通じて、学校と地域の方々が話し合う機会の設定や、学校支援コーディネーターなどの活用による、学校と地域との同じ目標に向かっている活動など、既にコミュニティ・スクールを導入している先進校の取り組みと共通する部分も有しているということもわかります。

(2) 今後の方向性では、教育委員会が「地域に開かれた(地域に愛される)学校づくり」を推進していくに当たり、今回の研究成果を踏まえ、既存の施策・事業を整理・伸展させ、さらに効果的に活用する方向で検討していくことが望ましいと考えております。以上で説明を終わります。

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小澤委員

このコミュニティ・スクールは、学校と地域の方々と意見交換ができると思います。これをコミュニティ・スクールという形にするのか、どういう形になるのかは、いろいろな地域の方々のご意見を伺いながら、学校運営をしていくということは大切なことだと思います。そういった中でどういうふうにしていくのかはこれから考えるわけですが、早急に形にしていろいろな学校で事業が展開できるような取り組みをしていただければと思います。

井上委員

平成23年から平成24年度で2校が対象になっておりますけれども、平成25年度、平成26年度に何かこれに関連するような事業は出されているのでしょうか。

杉山教育部参事

今回の調査研究事業につきましては、平成23年度、24年度の2年間に對して藤沢市として手を挙げたものでございます。文部科学省におきまし

ては、コミュニティ・スクールの推進ということで3,000校を目標に事業を推進しているということですので、引き続きこういった形のものはあるかと思いますが、本市の研究につきましては、昨年までの2年間で完結したということでご理解いただきたいと思います。

阪井委員長　この2年間にわたる研究をされたことによって、既に藤沢市においては同じようなことを行っているということが見えてきたように思います。つきましては、施策を活用し、コミュニティ・スクールとしてではなく今各校でやっているような取り組みをさらに推進して、地域と人となつがっていく学校運営をしていただければいいのではないかと思います。

阪井委員長　他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

阪井委員長　(3)平成24年度神奈川県体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、事務局の説明を求めます。

高石教育部参事　平成24年度神奈川県体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご説明いたします。(議案書参照)

この体力・運動能力、運動習慣等調査は、毎年、神奈川県が実施しているもので、平成24年度の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

1　趣旨ですが、平成24年度体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、神奈川県が実施した調査に抽出校として参加した本市の児童生徒の結果を全国・神奈川県の結果と比較・分析し、傾向をまとめたものです。

2　実施状況では、神奈川県調査は平成24年4月から7月にかけて、抽出対象校を小学校5校、中学校5校で実施されました。対象学年と人数は、男女合わせて小学校5年生154名、中学校2年生179名です。全国、神奈川県の対象学校数、対象人数についても参考に記載しております。調査結果につきましては、抽出数が市内市立学校の全児童生徒数の4%から5%と少なく、1人の人数の違いにより、割合も大きく変化してしまうというようなこともあり、また、地域性等も異なることから、市内全児童生徒の体力・運動能力の実態とは若干乖離があるということが考えられます。調査内容につきましては、小学校、中学校とも実技8種目と6項目の質問紙調査からなっております。

3　藤沢市立小学校5年生体力・運動能力調査の結果では、体力・運動能力調査の結果を一覧表にしたものです。上の表が男子、下の表が女子の結果となっております。表は上から全国、神奈川県、藤沢市の結果となっております。参考として昨年度の藤沢市の結果も下段に記載しております。

体力・運動能力調査は、表にあるように8種目を行います。①すばやさから⑤体の柔らかさの5つの体力要素をそれぞれの種目で判定いたします。例えば①のすばやかさは、反復横飛びと50m走で判定いたします。小学校5年生の体力・運動能力調査結果については、男子、女子ともほぼ同様の傾向があらわれております。男子は握力、50m走において全国、県の数値を上回り、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げで県の数値を上回っております。女子は握力、50m走、ソフトボール投げにおいて全国、県の数値を上回り、上体起こし、反復横とび、立ち幅とびで県の数値を上回っております。

4 藤沢市立小学校5年生の運動習慣等の結果および生活と体力・運動能力の関係については、体力・運動能力調査と質問紙調査の結果をクロス集計し、設問ごとにまとめたものです。体力合計点は種目別得点表に基づき、各種目の得点を合計したもので、各種目の満点は10点となっております。体力合計点を基準点によって、5段階に分けたものが総合評価AからEで表されております。

①運動部やスポーツクラブへの所属と体力については、スポーツクラブに入っている児童は、男女とも全国、県の数値を上回っております。スポーツクラブに所属している児童は、体力合計点、総合評価ともに高い傾向にあります。

②運動やスポーツの実施状況と体力については、運動やスポーツを毎日、あるいは時々行っている児童の割合は男女とも90%を超え、全国、県の割合を上回っております。運動頻度が高い児童は、体力合計点が高い傾向にあると言えます。

③1日の運動・スポーツの実施時間と体力については、男女とも1時間以上運動する児童の割合は70%を超えており、男女ともに全国、県の割合を上回っております。運動の実施時間が体力の向上に影響していると読み取ることができます。

④朝食摂取の有無と体力については、昨年度より朝食を毎日食べる児童の割合が増えております。男子については全国、県の割合を上回っており、女子は同等となっております。朝食を毎日食べている児童は体力が高い傾向となっております。

⑤睡眠時間と体力については、8時間以上睡眠を取っている児童の割合は、男女とも全国、県の数値を上回っております。睡眠時間が長いほど体力合計点が高い傾向にあります。

⑥テレビの視聴時間と体力については、男子は1～2時間が最も多く、女子は3時間以上が最も多くなっております。男子については全国、県と

比較して視聴時間が短い傾向にあることがわかります。1時間未満の児童は総合評価Aの割合が最も高くなっており、また、3時間以上視聴する児童では総合評価A、Bの割合が低く、D、Eの割合が高い傾向になっています。

調査結果の傾向では、今回の調査から、男女ともに運動を持続する能力と柔軟性の数値が低い傾向にあることがわかりました。バランスよく体力・運動能力が高められるような、運動の内容や仕方を指導する必要があると考えております。運動習慣や生活習慣には望ましい傾向が見られます。日ごろの運動時間や睡眠時間、朝食摂取の有無などが体力向上に影響していると思われま

5 藤沢市立中学校2年生体力・運動能力調査の結果では、表は藤沢市立小学校5年生と同様の記載となっております。中学校2年生の体力・運動能力調査結果については、男子は8種目のうち、握力、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げにおいて、全国、県の数値を上回り、長座体前屈、反復横とびで県の数値を上回っております。女子は握力、持久走、20mシャトルラン、50m走、ハンドボール投げにおいて全国、県の数値を上回り、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とびで県の数値を上回っております。また、男女ともに上体起こしが全国、県の数値を下回る結果となっております。

6 藤沢市立中学校2年生の運動習慣等の結果および生活と体力・運動能力の関係の、①運動部や地域スポーツクラブへの所属と体力については、所属していると答えた男子は87.8%と全国、県の数値を上回っておりますが、女子は57.3%と全国、県の数値を下回っております。運動部等に所属している生徒の方が、体力は高い傾向にあることがわかります。

②運動・スポーツの実施状況と体力については、「ほとんど毎日行っている」、「時々行っている」と答えた生徒は男子90%、女子76.4%で、男子は全国、県の割合とほぼ同じで、女子は全国、県の割合を上回っています。ほとんど毎日運動を行う生徒と全くしない生徒では、体力合計点、総合評価において開きがあることがわかります。「全く運動をしない」と回答した生徒には総合評価がAまたはBの生徒はいないことがわかります。

③1日の運動・スポーツ実施時間と体力では、男子は1時間以上運動をする生徒の割合が9割近くあり、全国、県の数値を上回っています。また、女子は30分未満の生徒の比率が減少傾向にあります。1時間以上運動する生徒と1時間未満の生徒では、体力差があることがわかります。また、1時間未満の生徒には、AやBの総合評価を得た者がいないことがわかります。これらのことから継続して一定時間運動することが、体力向上に大

大きく影響しているといえます。

④朝食摂取の有無と体力では、男女とも約8割は朝食を食べており、朝食を毎日食べないと回答した生徒はおりませんでした。朝食を毎日食べる生徒の総合評価のABCの割合が高く、朝食の摂取が体力の向上に影響しているものと思われます。

⑤睡眠時間と体力では、男女とも6時間未満の生徒の割合は、全国、県と比較して高くなっていることがわかります。小学校5年生では全国、県より睡眠時間が長い傾向にありましたが、中学2年生になると短くなる傾向がわかります。8時間未満と8時間以上で体力合計の平均を比較してみると、睡眠時間が長いほど体力が低い結果となっていることがわかります。

⑥テレビの視聴時間と体力では、テレビの視聴が1時間未満の割合が、男女ともに全国、県と同じような傾向を表しております。テレビの視聴時間と体力との相関関係はあまり認められないものの、3時間以上視聴している生徒にA、B評価の割合が低く、D、E評価の割合が高い傾向が表れています。

下段に、今回の調査から、男女とも動きを持続する能力の要素を測る上で起こしの数値が低い傾向にあることがわかりました。女子は運動時間が長い生徒と、そうでない生徒の割合がほぼ同じとなっており、30分未満の比率が減少傾向にあります。睡眠時間が6時間未満の生徒の割合については、増加傾向にあります。適正な睡眠時間を取ることができるよう、望ましい生活習慣の定着を図ることが必要であると考えます。

平成24年度の本市の児童生徒の体力・運動能力と運動習慣等に見られる主な傾向は以上です。

7 結果の活用について、調査記録については、児童生徒が自分の体力や運動能力を把握し、日常生活に生かすことができるよう、児童生徒一人ひとりの体力・運動能力調査記録カードに記録して指導しているとともに、家庭へも知らせております。また、運動習慣や生活習慣について、児童生徒自身が自分の課題をとらえ、改善が図れるよう、生活習慣診断ソフト等を活用しながら、日常的に運動へ取り組む意識や望ましい生活習慣を形成しようとする意欲を高めてまいります。中学生女子に見られる、運動やスポーツに親しんでいる生徒と、運動をしない・ほとんどしない生徒の2極化につきましては、入部している部活動との関係も大きく影響しております。小・中学校における体育・保健体育授業の工夫と充実を図り、健康や運動・スポーツに対する興味・関心を高め、運動機会が増えるよう学校と連携を図ってまいります。「生活習慣の見直し」「体力づくりへの興味・関心の喚起」等、子どもの体力・運動能力の向上には、学校・家庭・

地域との連携が重要であることから、この資料を学校へ送付するとともに、本市教育委員会ホームページ上に公開し周知してまいります。

今後も、児童生徒にとって、運動しやすい環境づくりを推進し、体力向上を図ってまいります。以上で説明を終わります。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 29 ページの②-3「スポーツの実施状況と体力合計の平均」では、これは中学生女子だと思いますが、運動する子としない子では体力の差が顕著になっているようですけれども、女性の場合、成年期の出産、高齢期の骨粗しょう症には小中学生時の体力・運動が非常に大事と考えております。34 ページのまとめにも触れられておりますけれども、特に運動をしない中学女子に対して運動が好きになるような保健体育の授業の工夫と充実をぜひお願いしたいと思っております。

小澤委員 調査表を見ていて、県を上回ったり全国を下回ったりとありますけれども、そんなに毎年変わらない結果となっておりますが、今、教育委員会として体力向上に取り組んでいることがあったら教えてください。

高石教育部参事 こちらは神奈川県調査ということで、抽出で結果を出しておりますけれども、体力・運動能力については小学校1年生から中学校3年生まで調査を行っております。先ほど記録用紙の話が出ていましたけれども、記録用紙については抽出した児童生徒だけではなく、全員がそういったものをつけて毎年、自分の向上が目に見える形というようなことでやっております。これは教育指導課の事業ではないのですが、小学校については計測員を派遣して授業中でも計測ができるような支援もしております。

また、どこの中学校でも授業が始まる前に腹筋、背筋等、子どもたちが自主的にやっているような傾向もあり、そういったところで県を上回る数値が出ているのかなと思っております。

小澤委員 特に小学校に対して、体力が向上するような指導をしているのでしょうか。

高石教育部参事 施策として何をということではないのですが、体力・運動能力調査の結果を学校に流すときに、学校で子どもたちの特性に合わせて運動の楽しさというようなことを児童が実感できるように、というようなこととお話しております。

吉田教育部長 補足ですが、小学校については基礎的な体力の増強は体育の授業ですが、遊びを通して運動能力、敏捷性、持久性を育てていくということが大きいと思っております。休み時間等ではなるべく外に出て遊ぶようにと、それも多くの友達とボール運動であるとか、鬼ごっこも含めていろいろな遊び

を多く経験させるといったことで、小学生の体力の向上を図っている次第ですので、ご理解いただきたいと思います。

小澤委員 中学2年生で男子と女子の運動能力が大分違うということですが、教育委員会としても体力が平均的でなく上回るように、工夫をして体力がつくような授業を学校とともに考えていけたらいいと思います。

阪井委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

赤見委員 8月1日（木）に、新宿のハイアットリーゼンシー東京で、平成25年度関東甲信越静学校医協議会が開催され、講演を聞いてきましたので、報告いたします。基調講演は、日本大学医学部小児科教授による「小児における生活習慣病予防と発生のメカニズム」でありまして、小児における生活習慣病の原因はいろいろあるのですが、身体活動の低下、食の欧米化、低出生体重児の増加等が上げられておりました。そういった中で東京都中野区では学校医と教育委員会が協力して、中学校1年生の希望者を対象に血液検査をして、早期の発見に努めているという報告がありました。以上です。

阪井委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。9月18日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階、第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次回の定例会は、9月18日（水）午後7時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階、第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時34分 休憩